

納付が困難な場合は申請を

国民年金保険料の免除制度

国民年金保険料を納めないでいると、

万一の事故のときなどに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れないことがあります。

納めずにそのまま放置していると、

将来のための老齢基礎年金も受け取ることができなくなってしまう。

納めることが困難な場合は

「免除制度・納付猶予制度・学生納付特例制度」を利用しましょう。

免除制度

(全額免除・一部免除)

所得審査対象／本人と配偶者、世帯主

納付猶予制度

所得審査対象／50歳未満の本人、配偶者

※7月から対象年齢が、30歳未満から50歳未満に拡大されました。

学生納付特例制度

所得審査対象／大学や専門学校などの学生

※全額免除、納付猶予の承認を受けた人で、継続審査の申し

出をしている場合は、申請する必要があります。

〈共通事項〉

各制度の要件など

所得審査対象全員が次のいずれかに該当すること。

●前年の所得が基準額以下の人(別表)

●退職、事業が廃止となったことが確認できる人

●障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の人

●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人

●特別障害給付金を受けている人

各制度の申請に必要なもの
●年金手帳または基礎年金番号

の分かるもの(納付書など)

●家族が申請する場合は、印鑑と本人確認のできるもの(運転免許証、保険証など)

●退職などの場合は、そのことが確認できる書類(雇用保険受給資格者証の写しなど)

●学生は、学生証(コピー可)または在学証明書

免除申請の対象期間を拡大

平成26年度から、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼり、免除申請ができるようになりました。

申し込み・問い合わせ先

保険年金課高齢者医療年金班

☎ 62・5332

〈別表〉所得の基準額の計算方法

全額免除・納付猶予		35万円×(扶養親族などの数+1)+22万円
一部免除	3/4免除	78万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数×*38万円+社会保険料控除額など
	半額免除	118万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数×*38万円+社会保険料控除額など
	1/4免除	158万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数×*38万円+社会保険料控除額など
学生納付特例		118万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数×*38万円+社会保険料控除額など

※老人控除対象配偶者・老人扶養親族(70歳以上)がいる場合48万円、特定扶養親族(19歳以上23歳未満)や扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)がいる場合は63万円に置き換える。

知っておこう

免除制度などを利用すると……

保険料の免除や納付猶予などを受けた期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし下表にあるよう、利用した制度によって、年金額に反映される内容に違いがあります。

なお10年以内であれば、追納して老齢基礎年金の受給額を、満額に近づけることが可能です。

納付状況	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金(受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
全額免除	○	○ ^{※1}	○
一部免除 ^{※2}	○	○ ^{※3}	○
納付猶予・学生特例納付	○	×	○
未納	×	×	×

※1 平成21年4月分以降は2分の1反映、それ以前は3分の1反映。

※2 承認された期間、一部納付の保険料を納めることが必要。

※3 納付割合に応じて反映。